

## 1 平成 23 年度における数値目標について

### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行目標

#### 【現状と課題】

- 区では、平成 23 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設利用者 430 名のうち、1 割の方（43 名）が地域移行するという目標を設定し、地域生活移行および地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んできました。
- このため、居住の場であるグループホーム・ケアホームの整備を進め、平成 20 年度までの数値目標は達成している状況です。
- 平成 18 年度、19 年度の移行者 34 名のうち、17 名がグループホーム・ケアホームや賃貸住宅での生活に移行し、14 名が元の住まい、3 名がその他です。  
このことから、グループホーム・ケアホームの整備の促進を、引き続き力を入れていく必要があります。
- 一方、施設入所者の中には、地域生活に対する情報等の不足から不安を感じている方も少なくないことから、グループホーム・ケアホームの体験的な利用や、地域にある社会資源などに触れることで、円滑な地域生活移行を進めて行くことが重要です。
- また、入所施設やグループホーム、ケアホームから地域の一般住宅への移行を進めるための支援も必要で、住宅の選定や入居後の生活支援、地域住民の理解促進をも含めた居住支援に取り組む必要があります。
- 地域移行のためには日中活動の場の整備も不可欠であり、その方の状況に合わせ、生活介護事業、就労継続支援事業、就労移行支援事業や障害者地域活動支援センター等の整備を進める必要があります。
- 地域生活においてのさまざまな相談等を支援するため、平成 19 年度に、2 か所目の障害者地域生活支援センターを設置しました。また、総合福祉事務所などにおいても、地域移行についての相談や生活支援等を行ってきています。  
居住系サービスや日中活動系サービスを整備するだけでなく、地域にある社会資源をその人のニーズにより、どう組み合わせていくかということが、地域生活の質を高めていくことにつながって行きます。
- 相談支援事業の充実を図り、さまざまな地域資源を結び付けて地域生活を支える仕組みを構築する必要があります。

- 同時に、地域生活を支える居宅系、居住系、日中活動系等の各サービスにおいて、障害状況に応じた質の高いサービスを提供するため、研修会等の実施や障害者地域自立支援協議会の機能の充実等を図る必要があります。

### 【第二期障害福祉計画の方向性】

- 引き続き、平成 23 年度末までに、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所施設利用者 430 名のうち、1 割の方（43 名）が地域移行するという目標を設定し、地域生活移行および地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んでいきます。
- 地域の中で、その人らしく自立した生活を送ることができるように、居宅系、居住系、日中活動系等のさまざまなサービスを整備するとともに、事業者や従事者向けの研修会の実施や、障害者地域自立支援協議会の機能を活用し、地域での課題検討を行うなど、サービスの質を高めるための支援を行っていきます。
- 入所施設と連携を図りながら、自立訓練事業等を活用した地域移行のための取り組みを進め、入所者の、グループホーム・ケアホーム等の地域生活への移行を図ります。
- グループホーム・ケアホームの整備の促進を図るとともに、一般住宅への移行を支援するため、居住支援の仕組みを整備し、地域における居住の場の確保を行います。
- 区立生活寮（つつじ荘・しらゆり荘）の有効活用を行うことと合わせ、グループホーム・ケアホームの体験利用等、円滑に地域移行できる仕組みを作ります。
- 平成 22 年度までに、障害者地域生活支援センターを 4 か所設置し、生活に関するさまざまな相談等の支援により、地域生活の安定を図ります。
- 指定相談支援事業所の整備を図ることで、サービス利用計画作成等を行い、地域生活移行を促進します。

平成 17 年 10 月 1 日の入所者数	4 3 0 人
【第一期計画目標値】平成 23 年度末の地域生活移行者数 （平成 17 年 10 月 1 日の入所者の 1 割が地域移行）	4 3 人
【実績値】平成 19 年度末までの地域生活移行者数	3 4 人
【第二期計画目標値】平成 23 年度末の地域生活移行者数 （平成 17 年 10 月 1 日の入所者の 1 割が地域移行）	4 3 人

## (2) 平成23年度末における退院可能精神障害者の地域移行目標

### 【現状と課題】

- 第一期障害福祉計画では、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の暫定的な対象者を278名とし、このうち、平成23年度末において、その5割の方(139名)が地域生活に移行するという数値目標を設定し、地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んでいます。
- 平成18年度、19年度における保健相談所と精神科病院との連携による退院支援や、障害者地域生活支援センター「きらら」の行う「精神障害者退院促進事業」の退院支援により18名の方が精神科病院を退院し、地域移行しています。  
地域移行した方の居住の場は、半数が自宅、半数がグループホームや賃貸住宅等となっています。
- また、精神科病院等の取り組みにより、35名の方が地域移行していると東京都が推計しています。
- 保健相談所においては「退院促進・地域生活支援事業」を新たに立上げ、いわゆる「社会的入院者」の退院促進と退院後の地域生活が安定して継続できるよう、取り組みを始めています。  
また、庁内に保健・医療・福祉サービスを活用して退院促進の推進と退院促進の課題等を検討する場として、「練馬区退院促進検討会」を設置しています。
- 長期入院者の中には、地域生活の情報不足等から不安を感じている方も少なくないため、グループホーム・ケアホームの体験的な利用や、地域にある社会資源などに触れることで、円滑な地域生活移行を進めていくことが重要です。
- また、退院のための支援とともに、地域で安定的・継続的に生活するために、引き続き居住の場であるグループホーム・ケアホームの整備と合わせ、日中の居場所作りも進めていくことが重要です。これらは、自宅などに引きこもりがちな方々への支援としても有効なものと考えられます。
- 地域生活を支える居宅系、居住系、日中活動系等の各サービスにおいて、障害状況に応じた質の高いサービスを提供するため、研修会等の実施や障害者地域自立支援協議会の機能の充実等を図る必要があります。
- 同時に、各サービスや地域の社会資源をその人のニーズにより、どう組み合わせていくかということが、地域生活の質を高めていく上で重要です。
- このため、保健所、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センター等の連携を一層密にし、相談支援事業の充実を図り、地域生活を支える仕組みを構築する必要があります。
- また、精神障害者の状態が悪化した場合など、地域で早期に気づき、休息などの対応を取ることで、再入院や長期入院を防ぐ仕組みづくりが必要です。

## 【第二期障害福祉計画の方向性】

- 引き続き、平成 23 年度末において暫定的な対象者の 5 割の者が地域生活に移行するという数値目標を設定し、地域生活移行後の生活基盤の整備に取り組んでいきます。
- 障害者地域生活支援センター「きらら」の行う退院促進事業や保健相談所の保健師、総合福祉事務所のケースワーカー等が連携を図りながら、入院者の退院に向けた取り組みを進めます。コーディネーターが病棟を訪問し、退院後の生活の希望や不安などを十分に把握した上で、ケアプラン等を作成し、地域移行を図ります。
- 共同作業所やグループホーム等との協力により、当事者を含めた生活サポーターの養成を図り、入院者の地域生活への不安解消や退院への意識を高めていきます。
- グループホームの体験利用や共同作業所等の社会資源の見学をとおり、具体的に地域生活がイメージできる取り組みを行います。
- グループホーム・ケアホームの整備の促進を図るとともに、一般住宅への移行を支援するため、居住支援の仕組みを整備し、地域における居住の場の確保を行います。
- 地域の中で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、居宅、居住、日中活動等のさまざまなサービスを整備するとともに、事業者や従事者向けの研修会の実施や、障害者地域自立支援協議会の機能を活用し、地域での課題検討を行うなど、サービスの質を高めるための支援を行っていきます。
- 障害者地域生活支援センターや保健相談所、総合福祉事務所の連携をより密にし、安定した地域生活が送れるように、支援を継続します。

第一期障害福祉計画における暫定的な対象者数	278人
【第一期計画目標値】 平成 23 年度末の地域生活移行者数 (暫定的な対象者の 5 割が地域移行)	139人
【実績値】平成 19 年度末の地域生活移行者数	53人
	【区把握】18人 【都推計】35人
【第二期計画目標値】 平成 23 年度末の地域生活移行者数 (暫定的な対象者の 5 割が地域移行)	139人

### (3) 福祉施設から一般就労への移行目標

#### 【現状と課題】

- 練馬区新長期計画では、対象を「就労を希望する障害者」として平成 22 年度目標を設定しています。また、これまでも、区内の就労支援団体や法定施設以外からの実績がありました。そこで、区では、平成 23 年度中の数値目標を、練馬区障害者就労促進協会や法定施設、小規模作業所等からの就労者数をすべて合わせた実績をもとに 3 倍とし、就労支援の充実を図ってきました。
- 平成 19 年度の就労者は 86 人となっており、実績は着実に伸びています。  
就職先での業務は、清掃・事務・軽作業・調理補助が主なものです。  
また、精神障害者の就労実績が、平成 17 年度の 4 人から平成 19 年度の 32 人へと、飛躍的に伸びています。練馬区障害者就労促進協会での相談の受付件数も同様な状況です。
- しかし、発達障害者や高次脳機能障害者への支援方法が確立されていないため、就労ニーズに十分応えられないという課題があります。
  
- また、就労や就労継続のために、就労面だけでなく生活面での支援が必要な方が増えている状況があります。生活面が安定していない場合、さまざまな面で就労や就労継続に影響が出てきます。
- 障害者就労は、「就職することがゴールではなく、新たな人生のスタートであり、より充実した地域生活を送るためのものである」ということを念頭に置き、進めることが重要です。
- このため、就労支援機関や就労移行支援事業者等が支援を行うだけでなく、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所が連携しながら、その方の生活全般を見通して支援を組み立てていくことが必要です。
  
- なお、一般就労をちゅうちょする施設利用者・家族や、障害者雇用に不安を感じる企業も未だ多いことから、障害者就労の理解を深めるための取り組みをさらに進める必要があります。
- また、障害の状況に応じた働き方の工夫も必要です。短時間雇用や在宅就労といった多様な働き方を創り出すことで、障害者自身の持っている力を十分に発揮し、就労を通じた社会参加が可能となります。

## 【第二期障害福祉計画の方向性】

- 練馬区障害者就労促進協会が、練馬区における就労ネットワークの中核的な機能を果たせるよう、さらなる強化を図っていきます。
- また、練馬区障害者就労促進協会の強化を図る中で、発達障害者、高次脳機能障害者への就労ニーズに応えられる体制作りを行っていきます。
- 就労支援の技術等がなく就労支援を行うことのできなかつた施設や、障害者雇用に不安があり雇用に消極的だった企業が、障害者就労に前向きに取り組むことができる状況をつくるよう支援します。
- 区内の就労移行支援事業所の整備を進めるとともに、特別支援学校、就労継続支援事業所や就労支援機関等が有機的に連携し、働きたい障害者の要望にこたえられるよう、支援体制を整えます。
- 障害特性に合わせ、短時間就労やグループ就労などの多様な雇用形態を、企業に対して積極的に提案します。あわせて、助成制度の利用支援など、企業への支援も行っています。
- 練馬区障害者雇用協議会による区立施設の清掃事業や、庁内実習等を活用し、就労意欲の増進を図ります。また、企業実習にあたっては、障害者自身に企業実習奨励金を支給することで働く意識の向上を図ります。
- 就労支援ネットワーク会議の充実を図り、障害者就労の課題検討や個別の事例研究等を行い、就労支援の質を高めていきます。
- 就労や就労を継続する上で生活面の課題を抱えている方が多いことから、障害者地域生活支援センターや総合福祉事務所、保健相談所と就労支援の各機関が連携し、就労、生活の両面から障害者を支える体制を整備します。
- 職場定着を図るため、働く障害者が集う「たまり場」の充実を図ります。

平成 17 年度の一般就労実績	30 人
<b>【第一期計画目標値】</b> 平成 23 年度の一般就労移行者数 (平成 17 年度の一般就労実績の 3 倍)	90 人
<b>【実績値】</b> 平成 19 年度の一般就労移行者数	86 人
<b>【第二期計画目標値】</b> 平成 23 年度の一般就労移行者数 (平成 17 年度の一般就労実績の 3 倍)	90 人